

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 I 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期

(1) 幼稚園 認定こども園 <<1号認定>>

単位：人

	現 状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		502	498	477	458	454
②確保提供総数	1,700	1,568	1,408	1,018	1,018	1,018
差異 (②-①)		1,066	910	541	560	564

【確保の方策】

<現状>

- 現在市内に私立幼稚園が9施設(休園1園は除く)あり、全園で満3歳からの受け入れを実施しています。
- 私立幼稚園9園のうち、平成27年度に1園、平成28年度に2園、平成29年度に2園が認定こども園へ移行し、2・3号の受け入れを予定しています。
- 1号認定の確保提供数は、充足しています。

(2) 保育所 認定こども園 <<2号認定>>

単位：人

	現 状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		1,470	1,460	1,399	1,342	1,332
2号認定(幼稚園)		422	419	402	385	382
2号認定		1,048	1,041	997	957	950
②確保提供総数	655	1,869	1,843	1,599	1,618	1,622
2号認定(こども園)		60	190	320	320	320
2号認定(保育所)		655	655	650	650	650
確認を受けない幼稚園等		1,154	998	629	648	652
差異 (②-①)		399	383	200	276	290

【確保の方策】

<現状>

- 現在市内に認可保育所が 17 園あり、その内 7 園で待機児童対策として施設整備を伴う定員増や、既存施設の余裕面積を活用しての定員増を実施しています。
- 認可保育所の定員の弾力化により、最低基準を確保した上で児童の受入れを実施しています。
- 私立幼稚園、児童センターでは、預かり保育・長期休みの保育を実施しています。
- 私立幼稚園 9 園のうち、平成 27 年度に 1 園、平成 28 年度に 2 園、平成 29 年度に 2 園が認定こども園へ移行し、2・3 号の受入れを予定しています。

<平成 27 年度～31 年度>

- 幼保連携型認定こども園へ移行予定の幼稚園に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 幼稚園型認定こども園への移行予定の幼稚園に対し、認定に向けた支援を行います。
- 幼稚園に対し認定こども園への移行に向けた協議を行います。
- 認可保育所に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援していきます。
- 児童センターの今後のあり方について、認定こども園に準ずる施設への移行の検討を行います。

(3) 保育所 認定こども園 << 3 号認定 >>

単位：人

	現 状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		1,014	1,006	984	965	948
3 号認定(0 歳)		330	324	317	312	306
3 号認定(1,2 歳)		684	682	667	653	642
②確保提供総数	705	866	936	991	991	991
3 号認定(0 歳)		212	218	230	230	230
3 号認定(1,2 歳)		509	533	576	576	576
地域型保育事業		0	40	40	40	40
認可外保育所等		145	145	145	145	145
差異 (②-①)		△148	△70	7	26	43

【確保の方策】

<現状>

- 現在市内に認可保育所が 17 園あり、その内 7 園で待機児童対策として施設整備を伴う定員増や、既存施設の余裕面積を活用しての定員増を実施しています。
- 認可保育所の定員の弾力化により、最低基準を確保した上で児童の受入れを実施しています。
- 私立幼稚園 9 園のうち、平成 27 年度に 1 園、平成 28 年度に 2 園、平成 29 年度に 2 園が認定こども園へ移行し、2・3 号の受入れを予定しています。
- 年度途中に発生する認可保育所の待機児童の受け皿となっている認可外保育所に対し市独自に補助を行っています。

<平成 27 年度～31 年度>

- 幼保連携型認定こども園へ移行予定の幼稚園に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 幼稚園型認定こども園への移行予定の幼稚園に対し、認定に向けた支援を行います。
- 幼稚園に対し認定こども園への移行に向けた協議を行います。
- 認可保育所に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援していきます。
- 事業所内保育所に地域枠設定の意思がある場合は、設置を促します。
- 児童センターの今後のあり方について、認定こども園に準ずる施設への移行の検討を行います。
- 需要の状況、実態の把握に努め、事業者からの申請状況により、小規模保育事業所の認可を行います。
- 事業所内保育所、小規模保育所の連携施設について、調整・支援を行います。
- 入所希望の状況を勘案しながら、育児休暇後の入所がスムーズに行えるよう、受入れ時期を含め予約制の導入に向けた検討を行います。
- 乳児園卒園後の幼稚園、認定こども園、保育所等への移行がスムーズに行えるよう整備を図ります。

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	1 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援員をこども課に配置するよう予算措置を行います。
- 支援員に対し、保護者への適正なアドバイスが行えるよう定期的に研修を実施します。
- 地域子育て支援センターでの利用者支援事業の実施を促します。
- 関係機関と情報交換等を行い、迅速な保護者支援が行えるよう組織体制の整備を図ります。

(2) 時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		937	931	900	873	861
②確保提供総数	846	900	900	900	900	900
差異 (②－①)		△37	△31	0	27	39

【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所全園で実施しています。
- 延長時間は 11 時間保育を超えて、3 園で 30 分間、2 園で 40 分間、12 園で 1 時間の延長保育を実施しています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 開所時間の範囲内において、保育標準時間・保育短時間認定の利用者の実績に応じた延長保育のさらなる充実に努めます。
- 保護者のニーズに即した開所時間の拡充に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		726	711	708	711	701
低学年		430	420	425	423	420
高学年		296	291	283	288	281
②確保提供総数	1,207	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
低学年	834	850	850	850	850	850
高学年	373	350	350	350	350	350
差異 (②-①)		474	489	492	489	499

【確保の方策】

<現状>

- 現在 16 学区に 31 のクラブが設置されています。
- 借り上げ施設の老朽化による、学校施設等活用の要望が出されています。

<平成 27 年度～平成 31 年度

- 条例に定める支援員配置基準及び面積基準等の基準について、各放課後児童クラブからの届出を受け、確認作業を実施しながら適切な保育環境となるよう指導を行います。
- 受入対象年齢の拡大については、放課後児童クラブと調整、協議を行うなどし、必要な者が支援を受けられるよう検討していきます。
- 受入児童数の増加に伴う新規の開設等にあたっては、放課後子ども総合プランの推進と併せて検討していきます。

【放課後子ども総合プラン推進に係る方策】

放課後子供教室の計画的整備等

関小学校で実施している最上川源流の里関子ども教室を継続していきます。放課後子供教室の実施を希望する学校区を調査、把握し、希望を踏まえた計画的な整備を推進します。放課後児童クラブと一体的な、又は連携による事業展開を希望する場合には関係者の連携支援を図り、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターがプログラム等について実施前に話し合うことを推奨します。一体型放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備件数について、今後検討していくこととします。

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用推進

余裕教室等について調査、把握し、教育委員会と福祉部局それぞれの当該事項に係る推進課による協議を行い、活用計画の具体化を図るとともに、最上川源流の里関子ども教室では、特別教室、体育館、校庭等の一時利用を継続します。

放課後子ども総合プランに係る検討体制の確保

米沢市子ども・子育て会議に、放課後子ども総合プランに係る運営委員会の機能を付するとともに、教育委員会と福祉部局の推進課を事務局とし、総合的な放課後対策について協議を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライト事業））です。

①ショートステイ事業

単位：人日

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		132	131	126	123	121
②確保提供総数	730	730	730	730	730	730
差異（②－①）		598	599	604	607	609

②トワイライト事業

単位：人日

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		0	0	0	0	0
②確保提供総数	730	730	730	730	730	730
差異（②－①）		730	730	730	730	730

【確保の方策】

<現状>

○児童養護施設興望館 1 箇所を実施しています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

○支援を必要とする人が、適切な支援を受けることができるよう、事業のPRに努めます。

○ひとり親等、支援を必要とする世帯に対し事業の利用促進を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	613	612	600	588	578	566
②確保提供総数	613	612	600	588	578	566
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0
訪 問 率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【確保の方策】

<現状>

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き助言等を行っています。
- 子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握に努め、継続した支援が必要なケースの発見に努めています。
- 地区の子育てに関わる組織との連携を行っています。

<平成27年度～平成31年度>

- 乳児家庭の孤立を防ぐため今後とも訪問率100%となるよう努めていきます。
- 支援が必要となる家庭に対して適切なサービスの提供、助言が行えるよう更なる事業の充実に努めます。
- 継続した支援を必要とする家庭に対して、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めます。

(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(要保護児童等の支援に資する事業)

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用者推計総数 (量の見込み)	160	160	160	160	160

【確保の方策】

<現状>

- 養育の支援が必要な家庭に保健師、養育支援訪問員が訪問し子どもの保護者等に支援を行っています。
- 保健師と家庭児童相談員が情報を共有しながら、訪問するなど継続的な支援を行っています。
- 児童虐待の防止や要保護児童への支援のため、要保護児童対策地域会議の代表者会議やケース検討会を開催し、支援ケースの検討を行っています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 乳児家庭全戸訪問等において養育支援を必要とする家庭等が認められる場合は、養育が適切に行われるよう、早期に居宅訪問を行い相談や指導助言等の体制の充実に努めます。
- ケース毎に関係機関との連携を図りながら、情報共有・対応の検討、継続した状況の確認を現在同様実施していきます。
- 見守り体制の強化や迅速な対応が行われるよう、今後とも関係機関との連携の強化を図っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人回

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		2,178	2,161	2,114	2,073	2,034
②確保提供総数	2,637	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差異 (②－①)		322	339	386	427	466
設置数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

【確保の方策】

<現状>

- 民間立保育所の併設で5箇所、児童センターの併設で1箇所実施しています。
- 1箇所の子育て支援センターで、土曜日の開設を行っています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 就労家庭からの利用希望もあることから、事業内容の拡充について検討を行います。
- 事業の周知に努め、利用者の拡大に努めます。

(8) 一時預かり事業（幼稚園型・その他の一時預かり）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園（在園児対象）、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

単位：人日

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		63,680	63,264	60,594	58,160	57,686
1号認定		631	627	600	576	572
2号認定		63,049	62,638	59,994	57,584	57,114
②確保提供総数	119,900	119,900	119,900	119,900	119,900	119,900
差異（②－①）		56,220	56,636	59,306	61,740	62,214

②その他の一時預かり（認可保育所）

単位：人日

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保提供総数	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差異（②－①）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 私立幼稚園 9 園全園で在園児を対象とした一時預かり事業を実施し、長時間の預かりを行っています。
- 不定期な就労や緊急時の預かりの居場所として認可保育所 3 園で一時預かり事業を実施しています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 保育を必要とする 2 号認定の受入れを実施している幼稚園に対し、預かり保育事業の補助を実施していきます。
- 事業の周知に努め、利用者の拡大に努めます。

(9) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保提供総数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所 2 園に病児保育室を併設し実施しています。
- 米沢市医師会の協力をいただき、マニュアルを作成し病児保育の向上に努めています。
- 病児保育室 2 園が情報の共有を図り、協力体制を整えています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 病児保育を必要とする世帯に対し、事業の周知に努めていきます。
- 病児保育担当職員の質の向上を図られるよう支援します。
- 指導医と連携強化を図りながら、病児保育事業の円滑な運営を支援していきます。
- 利用実態に応じた施設の拡充を図っていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（協力会員）とその両方を希望する者（両方会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保提供総数	1,394	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
就学前	734	730	730	730	730	730
低学年	139	140	140	140	140	140
高学年	316	320	320	320	320	320
中学生	205	210	210	210	210	210
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 市の委託を受け社会福祉法人が運営しています。
- 保護者の多様なニーズに対応し、支援を行っています。
- 会員間の親睦が図れるよう、様々な講座を実施しています。
- 支援を行う会員への研修を実施し、質の向上に努めています。
- 病児の預かりの研修を受講した協力会員による病児の預かりを実施しています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 事業の周知を行うとともに、今後とも協力会員の増加に努めます。
- 様々な保育ニーズに応じた対応が可能となるよう、サービス内容の拡充に努めます。
- 保護者との十分な信頼関係が築けるよう、利用調整体制の充実を図ります。
- 病児の預かりを今後も実施し、保護者の支援を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	推 計				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用者推計総数 (量の見込み)	6,976	6,840	6,703	6,589	6,452

【確保の方策】

<現状>

○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査票を交付し、14回の公費負担を行っています。

○HTLV-1抗体の検査の助成を行っています。

○子宮頸がん検診、性器クラミジア検査の助成を行っています。

公費負担限度上限額

初回 10,000円

2回目以降各回 5,000円

HTLV-1抗体検査 2,290円

子宮頸がん検診 3,400円

性器クラミジア

抗原検査

○山形県医師会との委託契約により実施しています。

○妊婦健康診査の徹底を図り、妊婦の健康管理に勤めます。

<平成27年度～平成31年度>

○低体重児出産の減少を図るため、妊婦届出時は保健師や助産師が対応し、妊娠期に必要な栄養や休息、たばこの有害性などをパンフレット等で啓発します。

○早産兆候などの早期発見のため、定期検診の指導及び妊婦健診を14回公費助成することにより、経済的支援を継続して行っていきます。

(12) 実施徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 生活保護世帯の保護者の申請により、実費として特定教育・保育施設等に対して支払った費用の内教材費や行事費等についてその費用の一部を助成します。
- 認定区分に応じて対応が異なる給食費（副食材料費）と、それ以外の教材費・行事費等に分けて費用の一部を助成します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(認定こども園特別支援教育・保育経費)

【事業概要】

多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業です。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- 私立の認定こども園において、特別児童扶養手当等の対象者となる子どもを集団活動の中で教育・保育を行う上で、特別な支援を必要とする場合で、必要な職員等の加配を行った場合などその費用の一部を補助します。

対象となる施設

基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します

(1) 家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

核家族化が進む現状において、子育て家庭の孤立化を招かないよう、地域のつながりを活かした交流や多様な体験など、地域ぐるみで子育てに取り組む環境づくりが求められています。また、母親の就労率が7割と高い状況であることから、父親の子育て参加を促すための支援の充実を図る必要があります。

【今後の施策】

中央公民館や各地区コミュニティセンター等において、親や地域住民が家庭教育について学んだり、子どもが地域の文化や行事に親しんだりする機会を提供していきます。また、父親を対象とした講座や男女が共に行う子育ての奨励等を行っていきます。

地域における伝統行事や季節行事の開催の推奨	
推進課	社会教育・体育課
各地区コミュニティセンターや子ども会・子どもの健全育成を図るNPO法人などの団体で行う伝統行事や季節行事の開催を奨励します。	

地域で培われた文化の子どもたちへの伝承の促進	
推進課	社会教育・体育課
地域住民が主体となって、地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染物などの伝承文化、生活体験や暮らしの知恵などを子どもたちに伝承するよう促進します。	

地域コミュニティセンター等を中心とした子育てサポートの体制づくり	
推進課	社会教育・体育課
各地区コミュニティセンターや地区の団体等が行う子育てに関する事業を推奨するとともに、地域の子育て世代が相互に交流を図ることや子育て経験者との交流を図ることを促します。	

親子のふれあいイベントの開催	
推進課	社会教育・体育課
子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して共に語り楽しめる行事やイベントを開催します。	

ライフプランニング支援事業	
推進課	社会教育・体育課
<p>家庭教育の講座を開催することで、家庭の教育力を高めるとともに、各期別や対象別（青少年、成人、家庭、女性など）の講座や教室の中で、ライフプランについての意識を醸成し、人生の各段階について話し合い、相談ができる機会を提供します。</p>	

父親の子育て参加支援	
推進課	社会教育・体育課
<p>家庭における父親の役割や家庭でのあり方等を考えるきっかけづくりをするため、父親対象の育児教室や家庭教育講座等を開催するとともに、母親対象の講座等においても父親の子育て参加の意義について学ぶ機会を設けます。</p> <p>また、父親の子育て参加を促進するための啓発活動に努めます。</p>	

(2) 母と子の健康促進（健やか親子21）

【現状と課題】

妊産婦の心やからだに対する不安を取り除き、安心して出産や育児ができるように、夫や家族、地域の人々や母子保健に携わる関係者などが温かく見守ることが大切です。そのため、妊娠初期から保健師や助産師が関わり妊婦の支援を行っています。また、乳幼児の健診等を通じ、その家族への相談等の支援を行っています。

ニーズ調査では、発達障がい児への支援に対する要望もありました。乳幼児健診等において、発達の遅れや障がいの疑いがある児童の早期発見に努めており、専門機関での療育や保育所などでの受け入れを実施しています。

親と子が共に健康で生活できるよう、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を進める必要があります。

【今後の施策】

母子健康手帳の交付時や各種の乳幼児健診など、早くから母子と関わることにより、母子の健康促進に努めます。また、あらゆる機会を通して、必要とする子育て支援に関する情報の提供を行い、各月齢に合わせた育児支援を行なっていきます。

また、障がいをもつ児童の保育所等の入所を今後とも継続していきます。

妊産婦への支援	
推進課	健康課
<p>母子健康手帳交付時の面接を通じ、妊娠期から養育支援が必要な家庭を把握し、関係機関と連携を図りながら継続的に支援します。</p>	

幼児期の育児支援	
推進課	健康課
<p>○ 乳幼児の適切な時期に各種健診を実施し、発育と発達・疾病の早期発見・保健指導を行い母子の健康支援に努めます。</p> <p>○ 母子保健に関する適切な情報を様々な機会を通じ提供し、安心して育児に取り組めるように支援します。</p> <p>○ 乳幼児健診や教室、相談事業等で親が感じている子どもの「育てにくさ」を受け止め、子育てに寄り添う支援を行うとともに、必要時、専門機関や福祉サービス等に結び付けられるような関わりを行います。</p> <p>○ 乳幼児健診を受けない家庭等は、要保護児童対策地域協議会と連携を図り対応します。</p>	

障がい児の保育所等への入所支援	
推進課	こども課
<p>保育を必要とする家庭における障がいをもつ児童の保育所等の受け入れを継続実施し、障がいをもつ児童を受け入れた保育所等に対し、適切な集団保育における支援が行えるよう保育士の配置のための支援を実施していきます。</p>	

(3) 多子世帯に対する支援

【現状と課題】

当市には、現在子どもが3人以上いる世帯が約1,100～1,200世帯ある一方、子どもは3人以上欲しいが経済的理由で1人か2人までしか育てられないという声も多くあります。このことから、安心して生み育てられる環境整備の一環として、多子世帯に対する経済的支援が必要です。

また、3つ子以上の出生の場合、養育者の子育てに対する負担は、精神的にも身体的にも相当大きいものと考えます。よって、「米沢市多胎児子育て支援事業」を継続して実施していく必要があります。

【今後の施策】

多子世帯に対し、保育所及び認定こども園などの施設給付対象施設を利用した場合の経済的負担を軽減する事業を推進していきます。また、多胎児のいる世帯に対し家事・育児のサポート事業を推進していきます。

多子世帯の保育料の軽減	
推進課	こども課
<p>小学3年生から数えて、第3子以降が2・3号の認定を受け認可保育所や認定こども園などの施設給付対象施設に入所している場合、保育料を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、小学3年生から数えて第3子以降が1号認定を受け、認定こども園を利用している場合、第1子及び第2子の利用施設の要件を外し、保育料を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>その他、認可外保育所、幼稚園に入所している多子世帯についても、国・県の補助等を活用した支援を行います。</p>	

多子世帯の医療費の軽減	
推進課	こども課
<p>中学生までのお子さんが、高校3年生から数えて第3子以降の場合は、保護者の所得に関係なく一部負担無の子育て支援医療給付証を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	

多胎児出産世帯に対する子育て支援の推進	
推進課	こども課
<p>3つ子以上の多胎のお子さんが生まれた家庭にホームヘルパーを派遣し、保護者の方の家事・育児の支援を行う事業として「米沢市多胎児子育て支援事業」を推進し、保護者の保育に対する負担の軽減を図ります。</p> <p>対象者 米沢市に住所があり、3つ子以上の多胎児を家庭で保育をしている世帯（保育所等に入所している家庭は除く）</p> <p>利用年齢 0歳～3歳の誕生月の末日</p>	

基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します

(1) 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

ニーズ調査では、父母ともに子育てを行っている家庭が約半数を占めているものの、母親の約7割が就労しており、未就労者の就労意欲についても高いことから、今後とも子育てと仕事の両立支援の充実を図る必要があります。

【今後の施策】

企業の子育て世帯に対する理解を深めるための啓発活動を実施し、また、企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を支援します。また、育児休業明けに合わせた保育所への入所予約制度についても検討していきます。

職場環境づくりの啓発	
推進課	商工課
企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進について啓発するとともに、育児休業制度や子どもの看護休暇制度等の取得がしやすい職場環境づくりを支援していきます。	

職場理解に対する相談窓口のPR	
推進課	商工課
山形労働局における育児と仕事に関する相談窓口の開設を有職者に対しPRし、周知を図ります。	

再就職に向けての情報提供	
推進課	商工課
再就職支援に向けた職業訓練やカウンセリングの実施など、ハローワークと連携して、市民に適切な情報を提供します。	

再雇用制度の普及啓発	
推進課	商工課
出産や育児による離職者のための再雇用制度について、国や県と連携しながら事業所に対し啓発を行います。	

家庭内就労紹介窓口の充実	
推進課	商工課
相談員による子育て家庭に対する内職の相談や紹介などを実施し、在宅ワーク希望者への情報提供などを行います。	

育児休業明け入所予約制度導入の検討	
推進課	こども課
育児休業期間の終了による職場復帰に合わせた保育所等への入所を可能にする予約制度の導入について検討します。	